

特定事業所集中減算の正当な理由の範囲について

特定事業所集中減算に関して判定した割合が80%を超えた場合において、次のいずれかに該当する場合には、正当な理由があると認めることにします。

- 1 居宅介護支援事業所の通常の事業の実施地域に、訪問介護、通所介護（地域密着型介護含む）、福祉用具貸与それぞれのサービスに係る事業所が5事業所未満である場合。
- 2 判定期間の1月あたりの平均居宅サービス計画件数（当該居宅介護支援事業所の居宅サービス計画総数を判定期間の月数で除した件数をいう。）が20件以下である場合。
- 3 判定期間の1月あたりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下である場合。

（例）訪問介護が位置づけられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置づけられた計画件数が1月当たり平均20件の場合、紹介最高法人である訪問介護事業者に対して減算は適用されないが、紹介率最高法人である通所介護事業者に対して減算は適用される。

- 4 サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる場合。

（例）利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているものなど。

（例）①居宅介護支援事業所において、紹介率最高法人を紹介することとなった理由及び経緯、居宅サービス事業所の選定に当たっての利用者への説明方法及びその内容、地域ケア会議等において支援内容についての意見・助言を受けられなかった理由等を記載した理由書を作成している。

②サービス担当者会議において、支援内容についての意見・助言をうけている。

①及び②を踏まえ、正当な理由があると村が認めた場合。

※居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の注意事項

- (1) 要介護1から要介護5までの利用者が対象となります。
- (2) 受託を受けた要支援者を含みません。
- (3) 訪問看護等を位置づけた計画数(分母の数)は、毎月、利用者1人につき「1」としてカウントします。
- (4) 1人の利用者が同一法人の複数の事業所を利用する場合でも、当該利用者の訪問介護等の計画数(分子の数)は、「1」としてカウントします。
- (5) 1人の利用者が複数の法人からサービスを受ける場合でも、当該利用者の訪問介護等の計画数(分子の数)は、それぞれの法人一樹「1」としてカウントします。
- (6) 居宅サービス計画を作成したが、現実にはサービスがなかった場合にはカウントしません。
- (7) 算定期間内のサービスについては、月遅れ請求であっても対象になります。
- (8) 要介護認定の新規認定者についても、サービス月が判定期間内であれば対象になります。例えば平成30年2月20日に要介護認定の申請をし、同月分のサービスについて暫定ケアプランを作成したところ、同年3月20日に要介護認定を受けた場合において、この平成30年2月分のケアプランを含めると紹介率最高法人に係る割合が80%を超えるときは、提出期限後に再度計算した結果を提出する必要があります。

※上記(3)(4)(5)については、計算誤りが多いので特に注意してください。